## 議案第83号

埼玉県道路公社の新見沼大橋有料道路の料金の一部の変更の同意について 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条第4項の規定により、埼玉 県道路公社が別紙のとおり新見沼大橋有料道路の料金の一部を変更することについて、 同法第16条第1項及び第2項の規定により同意することの議決を求める。

平成22年2月9日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

## 埼玉県道路公社の新見沼大橋有料道路の料金の一部の変更

## む更後

- 2.障害者割引については、以下のとおりとする。 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14 条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。イ.[略]
  - 口.身体障害者福祉法第15条第4項の規定によ り身体障害者手帳の交付を受けている者(15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手 帳の交付を受けているときは、当該15歳未満 の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分 ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体 障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第 15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。 )に該当する障害を有する者及び同表の左欄に 掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程 度が同表の右欄に準ずる者又は療育手帳制度要 綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」 別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を 受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳 制度の実施について(昭和48年9月27日厚 生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知) 」の第3の1(1)に規定する「重度」に該当する 者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、 その移動のために本人以外の者が運転する乗用 自動車、貨物自動車、特殊用途自動車又は二輪 自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等 が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏 名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその 親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契 約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を 利用している場合であって、自動車検査証の「 使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若 しくはその親族等の氏名が記載されているもの。 重度障害者1人につき1台に限る。) 又はこれ らの者がこれらの自動車を所有していない場合 にあっては、当該重度障害者を継続して日常的 に介護している者が所有するもの (自動車検査 証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障 害者を継続して日常的に介護している者の氏名 が記載されているもの又は割賦契約若しくは長|

## 変更前

- 2.障害者割引については、以下のとおりとする。 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14 条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。イ、「略1
  - 口.身体障害者福祉法第15条第4項の規定によ り身体障害者手帳の交付を受けている者(15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手 帳の交付を受けているときは、当該15歳未満 の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分 ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体 障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第 15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。 )に該当する障害を有する者及び同表の左欄に 掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程 度が同表の右欄に準ずる者又は療育手帳制度要 綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」 別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を 受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳 制度の実施について(昭和48年9月27日厚 生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知) 」の第3の1(1)に規定する「重度」に該当する 者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、 その移動のために本人以外の者が運転する乗用 自動車、貨物自動車、特殊用途自動車又は二輪 自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等 が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏 名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその 親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契 約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を 利用している場合であって、自動車検査証の「 使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若 しくはその親族等の氏名が記載されているもの。 重度障害者1人につき1台に限る。) 又はこれ らの者がこれらの自動車を所有していない場合 にあっては、当該重度障害者を継続して日常的 に介護している者が所有するもの (自動車検査 証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障 害者を継続して日常的に介護している者の氏名 が記載されているもの又は割賦契約若しくは長

期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障害の区分		障害の程度
[略]		
内部障害内部障害	臓機能障害 ん臓機能障害 吸器機能障害 の機能障害 の機能障害 ト免疫よる ルスによる	<ul><li>1級から4級までの各級</li><li>1級から4級までの各級</li><li>1級から4級までの各級</li><li>1級から3級までの各級</li><li>1級から4級までの各級</li><li>1級から4級までの各級</li></ul>
	機能障害機能障害	<u>1 級から 4 級までの各級</u>

期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障害の区分	障害の程度
[略]	
心臓機能障害の機能を受ける。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	章害 1級から4級までの各級 章害 1級から4級までの各級 は直 1級から3級までの各級 害 1級から4級までの各級 全ウ 1級から4級までの各級